

公益目的取得財産残額の計算(いわゆる別表 H)

認定法では、公益法人が公益認定の取消を受けた場合には、「公益目的取得財産残額」に相当する財産の額を、定款で定めた類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与しなければならない、とされています(認定法 5 条 17 号、30 条)。

これは、公益法人が、公益目的事業財産(公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有している財産として認定法で定める財産)を公益目的事業のために使用・処分しなければならないとされていることに伴い、公益認定が取消された等の場合であっても、これらの財産が公益目的のために使用されることを確保しようとする趣旨で設けられている制度です。

「公益目的取得財産残額」は、当該公益法人が所得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本として算定します(認定法 30 条 2 項)。しかし、実際に公益認定の取消等が行われた時点で、当該法人の公益目的事業財産の取得や費消・譲渡の状況を過去に遡って正確に算定することは、実務上非常に困難であると考えられます。

そこで、認定法施行規則で、その算定方法を定めています(認定法施行規則 48 条、49 条、50 条)。この中の、各事業年度の末日における公益目的取得財産残額の算定計算を様式として定めたものが、別表 H です。

なお、特例民法法人が移行認定を受けて公益法人になった場合は、移行前に法人が保有していた公益目的事業の用に供する財産等が公益目的取得財産残額に含まれることになるので、その額を算定するため、移行後最初の事業年度の事業報告において、「移行時の公益目的取得財産残額」の表の作成する必要があります。

各事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、以下の 2 つの要素に分けて行い、両者を合算((1)+(2))することによって算定します

☆当該事業年度の末尾における公益目的増減差額(1)

①+②-③で求めます。

- ① 前事業年度末日における公益目的増減差額
- ② 当該事業年度中に増加した公益目的事業財産
- ③ 当該事業年度中の公益目的事業費等

☆当該事業年度の末尾における公益目的保有財産残額の帳簿価額の合計額(2)

さて、公益目的取得財産残額の算定の流れは、以上のとおりです。

別表 H(1)の各欄を埋めていけば、結果として算定されます。

しかし、それで万時うまく行くわけではありません。“この欄には、どの数字を入れたらいいのか？”という疑問が生まれてくると思います。

迷われると思うところをピックアップしました。

以下を参考になさってください。

☆当該事業年度の末尾における公益目的増減差額

① 前事業年度末日における公益目的増減差額

「2」欄「前事業年度の末日の公益目的増減差額」

←初年度は、「移行時の公益目的取得財産残額」の7欄から転記します。

第2期以降は、前事業年度の別表 H(1)の1欄から転記します。

② 当該事業年度中に増加した公益目的事業財産

「5」欄「公益目的事業に係る対価収入」

←公益目的事業に係る事業収益を記載します。

「10」欄「公益目的保有財産に係る調整額」

←公益目的保有財産の減少額を記載します(マイナスの場合はゼロ)。

③ 当該事業年度中の公益目的事業費等

「19」欄「公益目的保有財産に係る調整額」

←公益目的保有財産の増加額を記載します(マイナスの場合はゼロ)。

☆当該事業年度の末尾における公益目的保有財産残額の帳簿価額の合計額

「22」欄 前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

←初年度は、移行登記の日における不可欠特定財産の額を記載します。

第2期以降は、前事業年度の別表 H(1)の21欄から転記します。